



議案第四十一号

門前地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

| | |
|--------------|---|
| 一 事業の名称及び工事名 | 農地造成事業（地区再編農業構造改善事業） |
| 二 施行場所 | 門前地区農地造成、区画整理、農道整備工事 三朝町大字三徳地内 |
| 三 工事の概要 | 農地造成 五五ヘクタール 区画整理 二五ヘクタール 農道整備 延長七五〇メートル、巾員四〇メートル |
| 四 事業費 | 二〇〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 五 事業の実施方法 | 請負 |
| 六 工事の時期 | 昭和六十一年度から昭和六十四年度まで |